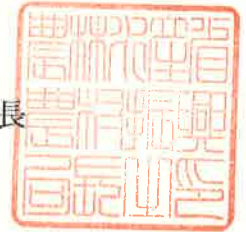


30農振第1883号

平成30年9月25日

北海道知事 殿

農林水産省農村振興局長



平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号による被災地域における農業農村整備事業等の執行について

本年の平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号により、農地、農業用施設及び農作物等に対し激甚な被害が発生しており、被災地域の経済に与える影響は大きいものと考えられる。

については、当該被災地域における就労機会の確保に資するため、今後実施される災害復旧事業を含め農業農村整備事業等の機動的かつ弾力的な施行に努めるとともに、関係地方公共団体等と密接な連携を取りつつ、当該地域における被災農林漁家の就労が円滑かつ効率的に行われるよう配慮されたい。

なお、貴局管内関係機関に対しては、貴職より要請方お願いする。



30農振第1887号
平成30年9月28日

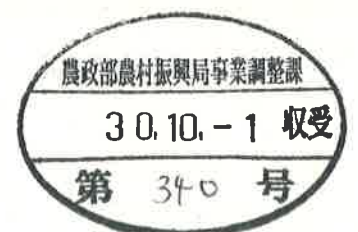
北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局整備部長



平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号による被災地域における農業農村
整備事業等の執行に係る具体的措置について

このことについて、別紙写しのとおり各地方農政局農村振興部長宛て通知したので参
考に送付する。



(写し)

30農振第1887号

平成30年9月28日

各地方農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部長

平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号による被災地域における農業農村整備事業等の執行に係る具体的措置について

本年の平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号により被災した地域における農業農村整備事業等の機動的かつ弾力的な施行と被災農林漁家の就労機会の確保について「平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号による被災地域における農業農村整備事業等の執行について」（平成30年9月25日付け30農振第1883号農村振興局長通知）により通知されたところである。

この趣旨に基づき今後実施される災害復旧事業や本年度の農業農村整備事業等については、下記事項に留意の上、適切な執行が図られるよう特段の努力を払われたい。

なお、貴局管内関係機関に対しても、このことについて国と同様の対応が図られるよう要請されたい。

記

1. 平成30年度工事の実施に当たっては、早急な雇用の確保と促進を図るため、発注に係る事務処理等の迅速化に努めること。
2. 請負工事の執行に当たり、「受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。」旨を入札説明書等に明示すること。
3. 比較的軽易な工事を地域の農家等の参加により実施する直営施工（労務費支払方式）の積極的な活用を図ること。

事務連絡

平成30年9月28日

北海道農政部事業調整課長 殿

農村振興局整備部設計課施工企画調整室

課長補佐（施工基準班）

平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号による被災地域における農業農村
整備事業等の執行に係る現場説明書の記載例について

このことについて、別添写しのとおり各地方農政局農村振興部設計課長に通知したの
で、参考までに送付します。

(写し)

事務連絡

平成30年9月28日

各地方農政局農村振興部設計課長 殿

農村振興局整備部設計課施工企画調整室

課長補佐（施工基準班）

平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号による被災地域における農業農村整備事業等の執行に係る現場説明書の記載例について

本年の平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号により被災した地域における農業農村整備事業等の機動的かつ弾力的な施行と被災農林漁家の就労機会の確保については、「平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号による被災地域における農業農村整備事業等の執行について」（平成30年9月25日付け30農振第1883号農村振興局長通知）及び「平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号による被災地域における農業農村整備事業等の執行に係る具体的措置について」（平成30年9月28日付け30農振第1887号農村振興局整備部長通知）により通知されたところである。

なお、被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保については、「農業農村整備直轄事業工事における施工体制確認型総合評価落札方式の試行運用について」（平成18年12月2日付け農村振興局整備部設計課課長補佐（施工基準班）事務連絡。平成30年7月9日最終改正。）により、入札説明書に記載することとしているが、今後、入札手続きを開始する工事においても、入札説明書への記載の徹底を図るとともに、別紙記載例により現場説明書に被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保を記載するものとする。

なお、貴局管内関係機関に対しては、貴職から参考として送付されたい。

(別紙)

【現場説明書指示事項 記載例】

○. 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について
受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災地域における被災農林漁家の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行なうので、受注者は協力すること。

- (1) 工事着手時点における雇用見込人数
- (2) 月毎の雇用実績人数